

広島県教育委員会教育長訓令第二号

地 方 機 関
学校以外の教育機関

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

地方機関の長等に対する事務委任規程（昭和三十四年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書中「第十九号から第二十二号まで及び第二十五号」を「第十五号から第十八号まで及び第二十一号」に改め、同項中第九号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とし、第十四号から第二十六号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項の表広島県立みよし風土記の丘の項中「前項第二十号から第二十四号」を「前項第十六号から第二十号」に改め、同表広島県縮景園の項中「前項第二十号から第二十五号」を「前項第十六号から第二十一号」に改める。

第四条第二号中「及び第四号」を削る。

第六条第二号を削り、同条第三号中「広島県立美術館管理運営規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第一号。以下「美術館管理運営規則」という。）第十三条ただし書」を「広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号。以下「美術館条例」という。）第十八条ただし書」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「美術館管理条例第十四条」を「美術館条例第十九条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「施設使用料及び駐車料」を削り、「美術館管理条例第六条」を「美術館管理条例第十三条第一項第十号及び同条第二項第四号」に改め、同号を同条第四号とする。

第八条第二号中「第十八条」を「第八条」に改める。

第九条第二号を次のように改める。

二 広島県縮景園設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十六号）第十六条ただし書の許可に關すること。

第九条第三号から第六号までを削る。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十年四月一日から施行する。